

公告第 20 号

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、曾於市保有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 5 月 15 日

曾於市長 五位塚 剛



1 一般競争入札により売払う物件

物件 番号	所在地番	種類	地目・種別等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	末吉町岩崎 944 番地・945 番地・945 番地 2・岩崎 956 番地 1 合計 4 筆	土地	宅地	2,484.46	10,808,392

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 現地の現況及び土地の利用制限等について、必ず調査確認すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格要件

次のいずれか一つでも該当する方は、当該入札には参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
- (3) 売払い物件の使用目的（用途）が、風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和 22 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗業、同条第 5 項に定める性風俗特殊営業の用途に使用しようとする者
- (4) 売払い物件の使用目的（用途）が公序良俗に反するおそれがあると認められるもの。
- (5) 次の各号に該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者、又はその者の代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- エ ア～ウいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 曾於市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続きを行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 曾於市保有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（実印）
- ウ 市税滞納情報照会同意書（実印）
- エ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
- オ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※ エ及びオについては、発行後、3か月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込みの方法並びに受付の期間及び場所

- ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。
- イ 受付期間 令和5年6月1日（木）から
令和5年6月30日（金）まで
※ 受付は、午前9時から午後5時までとする。
- ウ 受付場所 曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市役所本庁本館2階 財政課 施設整備・管理推進室内

5 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和5年6月1日（木）から
令和5年6月30日（金）まで
※ 午前9時から午後5時までとする。
- (2) 場所 曾於市役所本庁本館2階 財政課 施設整備・管理推進室内
※ 現地案内の必要な場合は随時行う。

6 一般競争入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年7月7日（金）午前10時
- (2) 場所 曾於市役所本庁本館 3階執行部控室

7 入札の方法

- (1) 6の日時及び場所にて公開入札とする。

- (2) 郵送等による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札受付までに予定価格の100分の5以上の入札保証金を市に納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により売払い代金又は契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後返還する。
- (4) 入札保証金を返還する場合、利息は付さない。

9 契約及び売払い代金の納入に関する事項

- (1) 原則として、落札者は、令和5年7月21日（金）までに契約を締結するとともに、入札価格の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし契約締結と同時に売払い代金の残金（入札価格と既に納付した入札保証金との差額をいう。）を全額納付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 売払い代金の残金（入札価格と既に納付した入札等保証金との差額をいう。）を、契約日から起算して、30日以内に一括で納入しなければならない。
- (3) 原則として、落札者が令和5年7月21日（金）までに契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。
- (4) 原則として、落札者が契約日から起算して30日以内に売払い代金の残金を一括して納付しないときは、契約保証金は市に帰属する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

12 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売払い代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。

イ 土地の所有権移転登記は、買受人が行うものとする。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担とする。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担とする。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担とする。

エ その他契約及び所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

13 問合せ先

曾於市末吉町二之方 1980 番地

曾於市役所本庁 財政課 施設整備・管理推進室 管財係

電話 0986-76-8803